中 永之佑

Ш

兵庫縣における町村制度の展開と村役職者 明治二二年町村制施行前の村と村役職者 新町村(行政村)の成立と旧村の村役職者 が き

目

は 次

l

ŧ 原稿受理日 一九九五年十月十二日

す

び

— 598 —

## はじめに

するものである。 の間に締結された「山林境界契約証」 本稿 は 明治三四年 このような論証を必要とされる理由は、 (一九〇一) 一一月に兵庫縣武庫郡 (後掲本稿五二頁~五六頁参照) A村のうちB村、 次のとおりである。 について、 C 村の その法的有効性を論証しようと 両旧村の 「村民惣代 什長\_

場合 その代理者は、 よびその代理者を置くことができた。 長・助役等が置かれた。 長・村総代等の制度上の行政執行機関 平均して旧来の五、 周 ノ公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ」選挙された(町村制第六四条二項)。 (知のように明治二一年に (町村制第五三条一項) その区会において選挙された 六か町村を合併した新町村 旧来の町村には と同様であった。区会(町村制第一一四条)(2) (市制) 町村制が公布され、 区長およびその代理者は、 (役職) (新)「町村会ノ議決ニ依リ」「処務便宜ノ爲メ」 区を設置し、 (町村制第六四条二項)。 は廃止され、新たな制度上の行政執行機関 (行政村)が成立した。この結果、 翌二二年に施行された。 新 を設けている区においては、 これは、 町村会ニ於テ其ノ町村 新 旧来の町村に置かれてい この町村制の施行によっ 町村長、 (役職) として町村 助役を選挙する (新行政村—山中 区長および 区長お た戸 て

此事情ヲ酙酌セサル可カラス、 豫メ之ヲ定メスト雖 テ事務ヲ區内ニ執行スルモノトス、 及代理者ナル行政ノ機關ヲ設置セリ、 区長およびその代理者は モ、 區長ハ 「市制町村制理由」によれば、「本制ハ市町村ニ區ヲ劃設スル 名譽職ニシテ、 要スルニ區ハ、 其委任事務ノ範圍 此機關ハ、 其市町村ノ行政廳ニ隷屬スルモノニシテ、 其指揮命令ヲ奉シ 別ニ區 市町村内別ニ特立シタル ノ附屬員ナル者アルニアラサレハ 土地ノ情况ト市町村行政廳ノ酌量ニ在ル ノ自治躰タルニ非ス、 コト (三府ヲ除クノ外) ヲ許シ、 區長モ亦其固 モノニシテ 之ニ區

行うために選任してきた旧町村の代表者

(役職者)

の諸行為に対して公的な意味を否定する見解が出される一因

長ヲ設 利害ノ軋轢スル 村ノ機關ニシテ、 有 クハ其他ノ機關 ノ職權アル クルハ、 ニ非スシテ、 更ニ自治ノ良元素ヲ市町村制中ニ加フルモノニシテ、 ヲ調和シ、 ヲ存スル 显 ノ機關ニ非ス、 コトナシ、 單ニ町村長市參事會ノ事務ヲ補助執行スル 市町村費賦課ノ不平衡ヲ矯メ、 蓋區ヲ設クルトキハ、 區ハ法人ノ權利ヲ有セス、 又能ク行政ノ勞費ヲ節略スルヲ得可シ、 施政 財産ヲ所有セス、 ノ周到ナルヲ得可ク、 舊制ノ伍長組長等ノ例ヲ襲用セルナリ、 ノ便ニ供フルニ過キス、 歳計豫算ヲ設ケス、 市町村内ノ各部ニ於テ 故ニ區長 要スルニ區 又議會若 市

して、 と説明されている。 すなわち、 執行機関である町村長 町村制と「市制町村制理由」から考えるならば、 (市参事会) の事務を「補助執行」するが、 区長・区長代理者は、 その所掌の事務は、 町村 市 専ら旧来の の行政 町 機関と

した新町村は行政村と呼ばれ、この町村合併によってその行政的側面を剝奪されて新町村の大字(区)=部落石嘉一郎氏が述べておられるように「一八八九年(明治二二年―山中注)の町村合併と町村制施行によって成立 方から、 として捉えられてきた」(傍点は山中) としての部落.(5) から考えると、 とされた旧町村 長代理者も置かれなかった。 「処務」にあったといえよう。 しかし、 旧来の町村が、 町村制が施行されても、 あるいは、 通説が用いている「自然村」という概念は、つまるところ「いちおう独立性をもつ生活共同体 (ほぼ徳川時代の藩政村) 町村制施行=新町村 「伝統的な村落共同体」としてとらえられているように思われる。 そういった事態もあったからか、これまで日本近代地方史や地方制度史では、 当初は、 のが通説であった。 大石氏による従来の通説の紹介や中村政則氏の所説 は自然村と呼ばれ、近代日本の町村は (行政村)成立以後も旧来の町村固有の行政事務や共同体的事務を 旧町村に区を設置する (新) 町村は少なく、 『行政村と自然村の二重構造 したがって区長 そのようなとらえ 区

も生まれてきたのではないかと考えられる。

である。 る役職者が置かれていたのである。彼らはまた単に旧来の町村を公的に代表しただけではなく、 は黙認のもとに、 ものではない。後述するように、旧来の町村には、町村制に則ってはいないが、新町村(行政村)の容認あるい |村民惣代・什長」の間に締結された「山林境界契約証」は、その法的有効性を否定されざるをえないのである。 そのような見解からは、先にあげた、明治三四年一一月に兵庫県武庫郡A村のうちB村、C村の両旧村の しかし、 行政を旧町村に執行する新町村長 新町村 時には (行政村)と、 (府)県庁にも容認あるいは黙認されて、 旧来の町村との関係は、実態的には、「行政村」と「自然村」といった単純な (執行機関) の 「補助執行」機関として区長と同様の職務を行っていたの 旧来の町村を公的にも代表したと考えられ 新町村 (行政

いうことができよう。本稿は、このことを論証しようとするものである。 このような新町村 (行政村) 下の旧町村の実態からすれば、右の「山林境界契約証」 は 法的に有効なものと

村が属していた兵庫県の町村制度について村役職者を中心に検討しておかなければならない。 このような論証を行うためには、まず契約当事者である「村民惣代・什長」が居住していたB村、 C 村 両 间

〔註〕 はじめにおことわりしておきたい。

のである。 巻二・三号(一九九三年)七八五頁以下によるものであり、 「日本近代地方制度史の研究方法に関する一試論―自然村と行政村という分析方法をめぐって―」阪大法学第四三 本稿は、 しかし、 裁判所に提出するため、 係争中の事件であるため、資料の一部を伏字にしている。また本稿の論旨および敍述は、 訴訟代理人 (弁護士) に依頼されて、 新しく紹介した資料その他一定部分を除き、既に発表 私が作成した「鑑定書」を論文化したも 拙稿

されたものである。

1 ただし町村長・助役の選挙は、 府県知事の認可をうけなければならなかった(町村制第五九条)。

(第四条) ニシテ、

別ニ其區域ヲ存レテ一區ヲ爲ス

2 町村制第一一四条 町村内ノ區(第六十四条)又ハ町村内ノ一部若クハ合併町村

3

を参照されたい。

**參事會ハ其町村會ノ意見ヲ聞キ、條例ヲ發行シ、** モノ、特別ニ財産ヲ所有シ、若クハ營造物ヲ設ケ、其一區限リ、特ニ其費用(第九十九条)ヲ負擔スルトキハ、郡 いる。この鈴木氏の自然村理論については、 自然村という概念を、我が国で、はじめてまとまったかたちで提示されたのは、鈴木栄太郎氏であるといわれて 其會議ハ町村會ノ例ヲ適用スルコトヲ得 同『日本農村社会学原理(上)』(未来社、一九六八年)一一八頁以下、 財産及營造物ニ關スル事務ノ爲メ區會又ハ區總會ヲ設タルコトヲ

また、この自然村理論の研究史については、鳥越皓之『家と村の社会学』(世界思想社、一九八五年)七七頁以下

 $\widehat{4}$  $\widehat{\mathbf{5}}$ 対する批判的認識に立脚して(本書、七四〇頁~七四一頁参照) 和戦前期にわたり精緻な考察を行った貴重な研究である。 大石嘉一郎 「地方自治制の確立―行政村の定着を中心として」(遠山茂樹編 『近代天皇制の成立―近代天皇制研 大石嘉一郎 = 西田美昭『近代日本の行政村』(日本経済評論社、一九九一年)二頁~三頁。

本書は「自然村」と「行政村」の「歴史的関係」を「異質の原理による二元構成として把握」する方法=視角に 長野県埴科郡五加村について日清戦争前後から昭

究』岩波書店、 頁・一六八頁) 一九八七年)四一〇頁、四三六頁(同『近代日本の地方自治』東京大学出版会、 一九九一年一四四

6 村落共同体を基底に残しつつも、そのうえに数ヵ村を合併した行政村を人為的に創出することによって、自然村と 町村制にあり、旧村を行政村と自然村の二重の構造に編成しなおしたことに最大の特徴があった。 五年)の中で「自然村と行政村」という小見出しを掲げて、その冒頭で「まずなによりも明治地方自治制の中核は、 中村政則氏は、玉稿「天皇制国家と地方支配」(原史学研究会編『講座日本歴史8近代2』東京大学出版会、一九八 つまり伝統的な

行政村の相互補完的関係をつくりだし、 と述べておられる。 地方住民を政治的に統合することにあった。」(五五頁~五六頁-傍点は山

# 兵庫県における町村制度の展開と村役職者

じている。 中の相談で決めることや村入用についても小前の者(一般農民)に疑念がないよう書き記して置くことなどを命 慶応四年 多札の者を推薦するように命じている。 また庄屋、年寄役の選任についても、 (一八六八)五月に設置された兵庫県では、 家筋や古格にかかわらず、 明治二年 (一八六八) 二月の郡村規則で庄屋の俸給を村 小前の者も含めて村中の人が入札

たのである。 がとった措置であったと考えられる。 として制限していたため、 これらは当時、 明治新政府下においても、 各地で役人の不正や年貢の軽減を訴えていた民衆の不満をやわらげるために県当局 しかし、村を庄屋、 年貢は江戸時代のままであるし、 年寄が支配していた点は、 五傍の掲示が人々の自由を依然 江戸時代と変わらなか

行されていったといわなければならない。 明治初年の町村制度は、 このような江戸時代からうけつがれた江戸時代の行政村(いわゆる藩政村) の上に施

区制に相当するものであり、 とはなかった。 ら出発し、 周知のように明治初年の町村制度は、 一般には大区小区制として確定していったが、兵庫県(攝津五郡)では区が大区小区に分けられるこ したがって、 政府が大区に区長を設けることを認めるのに先立って町村戸長と区別する意味で 兵庫県の区制は、 明治四年(一八七一)戸籍法に規定された戸籍編製の単位である区制 他府県の場合のように大区小区を設けていない点で、 いわば大

たようである。 既に五年六月一七日にも兵庫県は「是迄市在役人入札ノ節、

傾向にあり

「開化ノ今日、

右様ノ幣風尚存在候テハ、

御趣意ニ悖リ不相済事ニ候条、

自今ハ仮令借

旧幣不法、只夕門地富有ノ者

を置き区長の統轄下に置いた。この区の下に置かれた村は、 区に置いていた年番戸長を廃して区長を設けていた。 圧屋・年寄の役職にあった者から選ぶとはかぎらず、その選出には広く人材を登用するたてまえがとられ 村戸長との間に立つ行政官的な色彩の濃い役職となった。 (区長) 「村々戸長副戸長並小前ノ内重立候補者ヨリ」「家格ヲ不論人望才力」ある者を「公選入札」するように命じら |町村 兵庫県では、 (戸長)という行政機構も整備され、 区は戸籍編製単位としての性格を失った。 区長は、 明治五年(一八七二)八月に置かれた。区制が確定するにつれて県(県令)―区 そして町村を地方行政上の単位として認めて町村に戸長 したがって、区長は、それ以前の年番戸長のように 右に述べたように藩政村的な性格のものであった。 区長も県令と町

のであった。 られた組合のうち一戸= 区長の下には、 町村に正副戸長が置かれ、 二名 が月番で、 その任に当るもので、 戸長の下には什長が置かれた。什長は、一〇戸内外をもってつく 幕藩体制の下の五人組の組織を継承するも

れた。

することになっていた。区長と同じく人材登用がはかられたのである。 記載し、 什長は区長、 ついては、 戸長の選任については、 しかし、人材登用をたてまえとする、 投票用紙とともに県庁へ提出し、それにもとずいて、 町村の各戸からの投票を戸長がとりまとめて区長へ提出し、区長が点検のうえ、 戸長が協議のうえ決定することになっていた。しかし、 町村の各戸からの投票を戸長がとりまとめて封をしたまま県庁へ提出し、 このような選挙制は、 県がそれぞれ選任するという方法がとられた。 実際には十分な効果をあげることができなか 戸長・什長の跡役については「公選入札」 その点数、 副戸長に

七

町村役人にその地域の有力者が選任されていたこと示すものにほかならない。 家住ヒト者ト雖モ不苦候間、 必ス当器人望有之者ヲ推挙可致」と命じていた。 これは、 維新後もいぜんとして

として位置づけられていたことを示している。 意下達の機関であり、中央政府―県当局の系列を通じて行われる地方行財政事務を末端において担当する機関 第二はそれを円滑に行うための人民は把握の手段としての戸籍の編製・整備であった。 明治五年の区長・戸長・什長規則によれば、区長・戸長・副戸長・什長らの職務の第一は法令の下達であり、 このことは、 彼らが上

区町村制が行われた時にはじまる。 (一八七九) 一月八日、 こうして区制を径て兵庫県においても三新法が施行される。 県甲第一号布達により、 郡区町村編制法が施行されて、 兵庫県における三新法の実施は、 これまでの区制が廃止され、 明治 年 郡

は行われず、 原理が部分的ではあったけれども行われていたので、 象とする摂津五郡) るたてまえから、 何々村 兵庫県では、この一二年一月の県布達によって、 町 従来の戸長がそのまま留任した。 戸長・何々村 (町) では、 原則として一町村一戸長制=単独町村戸長制がとられた。 既に区制が施行された明治五年八月ごろから各町村に公選の戸長がおかれ、 戸長役場とよばれることになった。 各町村にそれぞれ戸長と戸長役場が設けられ、 この当初の単独町村戸長制では、 郡区町村制は、 しかし、 町村に一定の自治性を認め 兵庫県 あらためて戸長の公選 (本稿が主として対 それぞれ

が多様化・複雑化してきている。 に変らないとしても、 れによると、 長の職務は、 戸長の主な職務は国や県の法令通達などを町村内に周知指せることにあるという点では、 明治一二年一月一八日の戸長職務概目(県乙第三一号布達)によってあらたに定められた。 明治五年の区長・戸長・什長規則に定められた区制のころの戸長職にくらべて行政事務 戸長は、 このように、 住民の生活に直接関係する重要な行財政事務を官選の 基本的

郡長の指揮

・監督のもとに行うことを義務づけられたのである。

小さな村であったから、 して一三年七月一日、 そこに一戸長役場を設ける連合町村戸長制を設けるように改め、 第八四号布達で、 市街地は一○○○~三○○○戸、 村落は三○○~六○○戸を標準として町村を組み合わせ、 役場を維持することはきわめて困難な状態にあった。そのため県では、 こうして単独町村戸長制が出発したが、 兵庫県の村は、 連合町村戸長制が実施された。 当時ますます多様化しつつあった行政事務のための経費増加によって、一村で一戸長 その七五パーセントまでが戸数一○○戸にみた 戸長役場数を五分の一以下に減らした。 明治一三年(一八八〇)六月二日、 こう

町村戸長制下の各町村には、新しい戸長の事務を補佐する惣代・用掛・触頭などが新しく設けられた。 其人ヲ得候様最モ注意精選スヘシ」と、とくに規定されていても、 細則第四に、 の連合町村に新戸長の選挙を命じた。この選挙は、戸主を有権者とする記名投票によって行われた。 記名投票であったから、 また同時に県は、 「郡内何レノ町村人タルヲ問ハス選挙セラルヽヲ得ヘキ成規ナレハ、自村・他村ノ区別ナク、 一三年六月三日布達の戸長選挙法と同年六月二四日布達の戸長選挙細則でもって、 従来どおり村々の有力者のなかから新戸長が選出されることは明らかであった。 お互いに顔見知りの者が多い連合町 戸長選挙 新編成 汎ク

され、 忘れてはならないであろう。 一三年七月に発足した連合町村戸長制も、 う理由から出されたものであった。 この提案は、 惣代・用掛などの新設によってかえって事務の繁雑・費用の増加をもたらし、 連合町村が土地の広狭を問わず、 このような提案が出された背後には、 翌一四年には県会でその改正が提案され、 県当局もそれをうけい 民情に適しているかいないかを考えないで一方的に編成 自由民権運動のあったことを 人民の不便を増大してい

こうして、 明治一四年七月、 町村からの連合区域変更の申請にもとづいて連合町村戸長制と単独町 村戸長制

どった村のほかに、 ば、 戸長選挙が改めて行われた。 とを併用することに改められた。このとき連合町村の戸長役場は、 千僧村が戸長役場の所在地である場合には、 従来の連合村を解体して、より小さい連合村をつくったところもあった。 千僧組戸長役場と称された。 その役場所在地の村名を組名とし、 この時、 単独町村戸長制にも これらの村では たとえ

の併用に改められたが、 して戸長役場費の減少をはからなければならなかった。 けて地方民会の最下部単位として町村会が開かれていたにおいて特色あるものであるが、 ついて全般的に述べることは割愛し、必要箇所のみ注記するにとどめることをおことわりしておく。 さて既述したように連合町村戸長制がかえって費用の増加などをもたらすという理由で、 戸長制とともに三新法において重要なのは町村会である。 各町村の財政上の困難はいぜん解決されなかった。 そこで兵庫県は戸長役場数を減ら 兵庫県の町村会では、 三新法以前に全国にさきが 本稿では、 単独町村戸長制 町村会に

る惣代・村用掛りなどが置かれた。 七月から連合町村戸長制が全面的に実施されるに至った。 こうして明治 一六年(二八八三)六月一日、 県丙第一 四号布達により単独町 連合町村戸長制下の各町村には戸長の事務を補佐 |村戸長制の併用が廃 売止され、

挙資格者とし 発を誘うであろうことに、 ずる町村住民の不利益を無視することになりかねない。 六年二月に、 位置が遠くなったり、 県財政の赤字を減らすことだけを考えるあまりに行われたこの改革は、 戸長選挙法を公選から「官選ヲ本旨ト為ス」と改めた。 (以前は戸主であった)記名投票によって上位得票者五名ないし一○名を県に申告させ、 これまでの住民の生活の場であった町や村の自治的性格が弱められたりすることから生 県当局は既に気づいていたのであろう。 そのため連合町村戸長制を復活すると、住民不満の爆 県は連合町村戸長制を復活させる直前の そして公選による場合も土地所有者を選 一方で戸長役場の減少により役場 その中か

定され、

明治二二年(二八八八)

庫県では、 ら県令が選任するという事実上の官選のかたちに改めた。 再び戸長配置の一部を変更した。 らに県は、 長を官選して行政事務の完遂をはかるためであった。 らの措置は、 区域は拡大され、 する地方制度の大改革 長官選制といった一連の措置は、明治一七年(一八八四)五月に三新法の原理の修正として政府が全国的に実施 戸長制の復活によって生じる不満をおさえて町村統治の強化をはかろうとしたのである。 村民の利益代表者ではなく、 官選戸長の下請機関的なものにさせられてしまった。 務の遂行などと定められ、 事務の範囲も諸種の法令や通達の伝達とその文書の保存・諸種の上納金の委託納付・戸長の指示による町 力者から選出したり、 を修正して、 地方制度の改革が行われた。 長役場の管轄区域の拡大、 治一七年五月七日、 明治一九年(二八八六)三月、 これら一連の措置が大綱においてさきんじて実施されていたことは、 町村に対する規制を強化し、 戸長役場経費の節約をはかり財政状態を改善するとともに、 平均五町村、 その選任区域も、これまでの慣行を重視するといった配慮は、 ――ふつう「一七年の改正」といわれている― 太政官第一四号布告・第一五号布告・太政官第四一号達、 戸長選任方法の改正、 戸長の利害に関する事件は戸長に報告できるにとどまった。 この改革に一貫してみられる特徴は、 五〇〇戸が標準とされた。 の市制 これによって町村惣代の資格は · 町村制施行→ 町村におかれる惣代の設置手続および惣代取扱事項を定め、 中央集権的な官僚統制を強化したことである。 区町村会法の改正、 しかし戸長は、 「伝統的な町村の解体」の下地がつくられていったの この改正により戸長の官僚的性格を強め、 戸長は、これまでの公選が官選に改められた。 「私産名望ヲ有スル者」に限られ、 町村に一定の自治性を認めた三新法の 官選といっても、 区町村費などの滞納者処分など、 -のさきがけともいうべきものであった。 より広大な地域から行政に有能 既に述べたとおりである。 こうして町 内務省の訓示等によって戸 やはり払われていた。 その候補者を町 それゆえ町村惣代は 連合町村戸長制や戸 まず戸長役場の管轄 村の自治性 六月に その取扱 原理 連の は否 な戸 さ 兵

ある。

こととしたい。 る村規類を主とする村落資料を検討し、 このような地方制度およびそれを通じて行われる地方行財政政策、なかでも町村行財政政策の展開過程におけ 以上、 村役職者を中心に、兵庫県における町村制施行前の町村制度の展開について簡単に考察した。次には、 当時の兵庫県の村の実態について、 村役職者に焦点をあてて考察する

- 1 よび『伊丹市史』第三巻(伊丹市、一九七二年)二頁~二一頁、四三頁~六二頁(山中永之佑執筆)を参照された ついての考察も含め、山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(木鐸社、一九七五年)一〇二頁~一二七頁お 紙幅が増えるので本稿では、いちいち資料・文献を挙げてはいない。これらの点については、割愛した町村会に
- 2 明治五年七月、兵庫県第二二二号 (『兵庫県史料』国立公文書館所蔵文書)。

# 二 明治二二年町村制施行前の村と村役職者

まず明治一〇年(一八七七)四月二四日の兵庫県川辺郡酒井村(現伊丹市域)の伺書と指令をみてみよう。

摂津国第二区

酒井村

リ御官員御派出ニテ懇ニ御説論相成候ニ付御請仕候、 先般地租御改正之儀当村収穫米実地不適当も有之哉ニ存候ニ付、 然ル上ハ五ケ年間ハ御成規之通収税可仕候得共、 御引直之儀屢々嘆願仕候処、

候 以上

明治十年第四月廿四日

治八年ョリ六ケ年目ニ至リ更ニ至当之収穫ニ御引直シ之御調査被成下候様、何分之御指令

被為下度奉伺

右村地主総代

長沢十郎兵衛 長

沢

慶

蔵

長沢作治

郎

梶 **山市兵** 衛

長 長 沢 沢 佐 由 太 兵 郎 衛

副戸長 同

//

梶

Ш

寬

治

郎

戸長 梶山利右衛門

兵庫県権令森岡昌純殿 伺之趣改租ノ年ヨリ五ケ年先更ニ調査可致儀ト可相心得事

兵庫県権令森岡昌純(元) 明治十年五月

る県権令の指令である。 この伺書と指令は、兵庫県における地租改正の進行過程で県権令・森岡昌純に提出された伺書とそれに対す

 $\equiv$ 

税」するが、 令を得たことということである。 合わないという理由で、 決定に対して減租嘆願が行われた。明治一〇年四月二四日、 この資料には次のようなことがしめされている。 明治八年から六年目になった時には、 地主総代・戸長・副戸長が伺い出て、 たびたび嘆願したが、掛り官が来て説得された。 さらに「至当之収穫」 すなわち兵庫県におい 同年五月一日付で森岡県権令から再調査を行う旨の指 酒井村では、 ても、 に引直すよう調査してほしいと森岡 したがって五ケ年間は「成規之通収 県が見込んだ同村の収穫米が実地 収穫高にもとづく地 租 0 強

四

長 長 彼らに小作料を支拂わなければならない小作層も含む、いわば村民全体の利益に関することではあるが、 考えられる。 着していく可能性が生まれるものと考えられる。 致がみられるのである。 租にかかわる嘆願して、 戸長は江戸時代の庄屋・年寄の系譜を引く家柄の人々であり、 ここで注意しなければならないのは、 副戸長にとっては村役職者として行動する契機とひとりの地主として地主総代とともに行動する契機の 副戸長といった村の役職者(行政吏)が地主総代と一致して伺い出ていることが重要である。 このような地主層が一致して戸長・副戸長という村の役職者=行政吏もともに県権令に対して減 ここに戸長・副戸長といった村役職が地主総代=地主層を媒介にして村に浸透し、 いちおう伺いのとおり認められている。 地主総代と戸長・副戸長が連名で伺い出ていることである。 地主総代と同様に地主層に属する人々であると 地租改正という戸長・副戸長を含む地主層や この場合、 戸長 定 戸 副 戸

民が一致する基盤があったのである。 解の進行度にあると思われる。 地主層と下層農との対立がみられた。 このような可能性を生み出す基盤は、この地方における松方デフレ政策が展開される以前の時期の農民層分 この地方では、 しかし、 このことは、 このような状況のもとでも、 江戸時代に農民層の権層分化がすすみ、 同じく明治一〇年の三月に、 地租軽減嘆願運動という点では村 酒井村に近在する南野村 すでに村内に上層農 現

う。

伊丹市域)において下層農も含む全村民が一致して地租軽減嘆願運動を行うことを自治的に約束したと考えられ る「村方一統約定証」が見出されることによっても実証されよう。

ついで明治一七年(一八八四)二月一二日の兵庫縣川辺郡南野村 (現伊丹市域) の 「村会議決証」をみてみよ

(表紙) (表紙)

村会議決証

載ハ伝フル紙上ニ掲載シ難キモノアリ、 一本村ノ民衆タルヤ兎角旧習ニ墨守シ、 故ニ茲ニ之ヲ明記セズ、人民各自夫レ之を服容シ、 日進開化ノ今日ニ有間敷愧業ナスアリ、 其況情ヤ、 熟談商議ノ末、 筆記ヲ以テ千

左ノ条々を議定ス

第壱条

習アリ。 ヲ一先スルモノトス(傍点は山中) 村民挙テ一場ニ擅ニ集会シ、 或ハ酒肴ヲ調理シ、 爾来村内人民ノ内、 自今村議違背者有テ事発スルニ際セハ、 村議、若クハ、議員及人民等申合セ条約ニ背キ、亦者村風ヲ紊乱スルモノアルトキハ、 終日終夜飲酒シ、其レガ費用ヲ其違約者ニ請求スルノ僻 此第条目ニ記載スル処置ニ帰スルモノトシ、 従来ノ貫幣

五.

#### 第/三条

村会ノ議決ニ背クモノハ、 会議ニ付シ評決ノ上、 一日ヨリハ少ナカラズ三日間ヨリ多カラズ村内ノ人夫ニ

使役ス

但シ、 庫川取樋先ノ堀浚ヱ等ノ人夫ニ充ル 臨時村用ニ使役スル場合ニ不至ラザルヨリ、 之ヲ記帳シ置、 用水引用ノ際、 井溝堀浚ヱ又ハ武

#### 第三条

都テ村内公衆ノ面目ヲ汚シ、 若シクハ害利ニ関スル事件ヲ興起スル者ハ、 第弐条ニアグル使役ヲ三日間

総テ村会開莚スルハ、 村会議員并派遣用掛ヨリ前日亦者半日前ニ各氏ヱ何時集会スル旨ヲ相達ス、 認定シ、尚ヲ三日間ノ日数ヲ追増ス 第四条 然ル

但シ、臨時至急会ハ此限ニアラス

トキハ、戸長へ届ケ急度説論ヲ受サセヘク事

無断ニシテ擅ニ遅刻及出席セザルモノハ、

直チニ本人喚招之上、実否尋問ノ末、強□シ、其意ニ応セザル

附言、村会開莚スルハ毎会戸長ヱ届ケ許可ヲ得テ開会スルハ村会規則ニモ明記アリ、 論ヲ不俟、

人民ョリ村会ヲ促ストキハ議員ヱ申告スヘシ

ノ也 右之条々熟議上決定ス、 因テ各自斯ノ条目ヲ確守スル ノ証トシテ左ニ明記押印之上、 村総代ニ備置スルモ

中 清治郎 印

田

(ほか八六名連印省略)

六

明治十七年

右者幣貫ヲ省キ今更ニ村会之上、 良善タル規約結ヒ永世ニ伝フ、 第二月十二日

認シタルヨリ奥印候也 明治十七年二月廿七日

仍テ爾后違背者無之様村民連署スル事確

南野組戸長

松井

弥蔵

印③

ñ

> 多田 坂上

司 百

笹山

村会議員 中田 前田吉右衛門 中田浅右衛門

盯

吉田忠右衛門 信十郎

村用掛リ 副用掛り

> 武平 印 印

矢野善右衛門 菊十郎 即

笹山

吉田亀右衛門 即

印 印

印

印 盯

司 口

一七

とを定めたものである。 て制定された南野村村会規則によって開かれた南野村の公的機関としての村会の議決証であり、次のようなこ 「村会議決証」 は 明治一三年 (二八八〇) 四月八日の「区町村会法」(太政官第一八号布告) にもとづい

八

尾に「各自斯ノ条目ヲ確守スル 説諭ヲ受」けさせる(第四条)。これは、一般村民に対し村会の傍聴義務を課したものといえよう。そして、 勝手に村会に遅刻したり、出席しない者は、本人を召喚して尋問し「其意ニ応セザルトキハ、戸長へ届ケ急度 次の条目に決めた「処理」をする(第一条)。(二)「村会ノ議決ニ背」く者については、 アルトキ」には、 ついて戸長が確認の奥印をしている。 については、三日以上六日以内の「村用ノ人夫ニ使役ス」る(第三条)。(四)村会を開く際には村会議員と派遣 ニ請求スル」といった「僻習」があったが、以来、それを廃止して「村議」の「違背者」があった場合には で議決した事項という意味に解される)や「議員及人民等申合セ条約」=村規約に背いたり、「村会ヲ紊乱スルモ 「村用ノ人夫ニ使役ス」る(第二条)。(三)「村内公衆ノ面目ヲ汚シ、若シクハ利害ニ関スル事件ヲ興起スル者\_ すなわち、 開催日の前日または半日前に「各氏」=一般村民に、いつ集会するかを通知する。 村民が「挙テ一場ニ擅ニ集会シ、或ハ酒肴ヲ調理シ、終日終夜飲食シ」その費用を「違約者 従来村内人民の中で「村議」(この村議は、 ノ証トシテ」一般村民、村会議員、 前後の文章の脈絡から考えると村会議員の意味でなく村 副用掛り、 村用掛りの順で連印し、それに 一日以上三日以内の しかるに無断で

まって「旧習」=江戸時代的な慣習・慣行を否定しようとしていることが示されている。 之ヲ服容シ、 其況情ヤ、 「村会議決証」 熟談商議 筆記ヲ以テ千載ハ伝フル紙上ニ掲載シ難キモノアリ、 には、 ノ末、 冒頭に 左ノ条々ヲ議定ス」として村会議員 「本村・ ノ民衆タルヤ兎角旧習ニ墨守シ、 村用係 故ニ茲ニ之ヲ明記セズ、 日進開化 副 用掛 り・ ノ今日ニ有間敷愧業ナス 村惣代などが寄り集 人民各自夫レ

夜飲食シ、 其レガ費用ヲ其違反者ニ請求スルノ僻習」 である。「爾来」という文言があることから、 セ条約ニ背キ、 その 「旧習」の一つが、「第壱條」に規定されている「爾来村内人民ノ内、村議、 亦者村風ヲ紊乱スルモノアルトキハ、村民挙テ一場に擅ニ集会シ、 或ハ酒肴ヲ調理シ、終日終 若クハ、議員及人民等申合 この「僻

習」は、少なくとも江戸時代以来の「僻習」=慣習・慣行であるといえよう。

般村民にも「爾后違反者無之様」連署・連印させて、連合町村戸長の奥印もうけているのである。この村会議 しかも、このような慣習・慣行が、「村会議決証」として村会議員・村用係・村副用係によって否定され、

決証が「村惣代ニ備置スルモノ也」とされた点も注意されなければならない。 このような「村会議決証」が作成され、江戸時代的な慣習・慣行が否定されることによっても、 明治新政と

ともに、兵庫県の町村制度上の村役職者の位置が村民生活の中へ浸透、定着していったものと考えられる。 それでは、 村役職者によって江戸時代的な慣習・慣行が全面的に否定されていったかというと必ずしもそう

次に揚げる明治一七年(一八八四)の下河原村の「倹約改正定」は、 そのことを示している。 ではない。

検 約改正定

第一条

一一月一日 村中一統本堂¤午前八時揃ヒニ而御佛¤致厳重式礼、

礼式候事 但 一統之中不行儀ニシテ不参之者有之ハ、屹度可相嗜様申渡候事、 無拠不参方ハ代理ニ而モ可然ク、

其上御院住へ御礼者勿論、

一同相互ニ遂

必す壱人タリトモ欠席ハ不成候事

九

右之条相守申へき事

第二条

旧正月ハ従前之旧例ヲ失ワンカ為、朔日、二日、三日、三日之間休日可致

附而ハ休日ニホコリ、 金銭ヲ曖ヒ、 大人ハ勿論小人タリトモ勝負モ楽ミ候者有之ハ、 厳重ニ遂折檻ヲ

古之条屹度相守可申事

遂ケ、相用ヒサル節ハ其筋へ可訟出候事

旧正月十一日 伊勢講 検 約改正就而ハ献立

鉢肴見計ヒ 組重壱組 所賄可致事 其外ハ野菜物ニ而

但、夕飯ハ先例通り、且朝飯ヲ廃ス

持寄之膳ハ夕飯丈ケ持参可致事

集会時間ハ午後二時より暮ノ七時限リタるヘシ

右定約之通リ相用ゆへき事

第四条

旧二月五日 種池講検約改正献立左ニ、

朝飯ハ先例之通リ汁平ハ可相用ゆ

但 酒肴ハ先例之通リ、献立ハ講内帳面ニ在リ、翌日ラクサクナシ、手伝人ハ先規之如ク右献立之 鱠ヲ廃止、 焼物ハ切身ヲ廃止、 何品ナリトモ小之塩物一尾用ゆ、 且送り膳赤飯盛切先例通り

右之外ニ汁之物壱人前 ッ

宛添、是ハ大講之定

行司ハ翌日後片付ケニ必呼ブ事

内へ出ス、野菜之わき□杯ハ成丈ケ減少スる事、

行・管・髪結送リ膳ハ是迄二人前之所壱人前宛遺

右之条可相守事

附集時間九時揃ヒ

旧五節句 検 約改正左ニ記ス 第五条

正月七日 三月三日 川原遊ヒ廃止、

五月五日 (素) (素)

小人ハ村内丈ケニ而弁当弄遊フ事ヲ免ス

九月九日

第六条

七月十五日 礼式ハー月之如ク厳重ニ可相守事

第八条

六月十六日

御祓ハ肴生魚買入ヲ廃止

第七条

旧九月祭礼客来不相成事

大鼓・獅子等之出シ者決而不成事

重之内他所之親戚タリトモ取遣禁ス

且、右客来ハ勿論不相成候事

Ξ

第十条

右之定約堅ク可相用申事

第九条

旧三月十八日中山寺参詣

男女共出生ニ付産家見舞

普請見舞

一留主見舞 病気見舞

年暮之取遣リ之事、此五ケ条取遣ヲ禁ス

第十壱条

婚礼之式茶賑舞ヲ廃止、 地租金拾円以上 料物ニ而村方へ出ス 同壱円以上

第十二条 本帳合

同

拾円以下

同壱円以下

ハ決て不相成、客人ハ不及申候事 其際蒸物賦る事ハ直之親戚限リ、 且又嫁取・聟取之際土産取遣ヲ禁ス、衣装餝ニ付近隣ヲ呼フ事

右之定約決て相背キ間敷事

第十三条

但、参詣之者弁当為持遣スハ尤之事ナレ共、 其代りとして弁当遣シ川原遊抔致者決而不成候事

=

葬式 検 約改正非時膳部 先規之通り酒ハ禁酒

他所ニ而ハ出棺葬礼之式ヲ仕舞、山上リ片付ケ、其跡ニ而染煎ニ而ニキリ飯・酒ヲ用ゆる事

第十四条

、村方非時モニギリ飯・煎染ニ而酒ヲ出ス、膳部ハ廃止之事、 取越ハ直之親戚限リニシテ、当院住ヲ招請致ス迄之事、御布施・御斎米ハ先規之通リ可取扱 墓所ヘニキリ飯決而不相成、 翌 日 七日

第十五条

キ左ニ、

右葬式之節ハ、村方より検約定約違約無之為目附弐名出張之事、乍併分限ニョレハ壱名ニ而可然、 手続

、右ニ付山上リ不勤無之様堅ク相勤可申事、無拠差支之方ハ不及是非候事、右ニ付手伝ハ可分限ニ応

仏事 検 約非時膳部 汁平猪口 配膳之所ハ茶漬膳ニ而モ不都合 見計ひ

但、禁酒之事、茶之子ハ成丈ケ減少ス、大切成仏事タリトモ走馳ハ如右之、呼衆ハ先例途リ可為、

第十七条

礼ハ先例之通り

非時膳部 先例通り

酒肴ハ 先例通り

呼衆之所 先例通り

附而ハ不参之方ハ送リ膳スルハ勿論、 其他之送り膳ハ廃止、 寺髪結ハ先例通り、 御供養先例通り、 其

廉ニ而酒ヲ出ス事ハ廃ス

法

第十八条

相続講・尼講御供養ヲ廃止

附タリ、 相続講・報恩講ハ先例通り

伊勢参宮、当明治十七年より四ケ年之間参詣不相成事、此条堅ク相守可申候事 第廿条 第十九条

旧十月亥ノ日 祝牡丹餅相互ニ取遣ヲ禁ス

附而ハ寺髪結行杯司ハ先規之通可為

第廿一条

年中下駄草履さき物之内、 村役給領改正 雪踏引摺表付之類堅く廃止之事

第廿二条

金弐拾八円 用掛リ年給

金八円年給

但、議員惣代給料

第廿三条

議員ハ無給之事

但

割ヲ以テ可斗

第廿四条 議員他所へ用向之節無拠中飯勿論之事、 是ハ日当十五銭半々ナレハ七銭五厘之

村用掛控金共扣月より二歩利子、十ヶ月弐割之利子村内より出金

一四

### 第廿五条

年中協議費勘定ハ什長議員立会之事 但 **麁肴ニ而麁酒出スハ先例之通リ** 

一統へ差出帳ニハ此条除ク

キ候者ハ、集会之中粒呼出シ堅ク検議可遂事、 右之通検約改正法、当明治十七年より三ケ年之間、 村内什長都合四名之所へ議員合併、 邨中ヲ四組ニ分チ万端協議ヲトクヘキ事 且其事情ニョレハ暫時之遠慮ハ申渡スヘキモノ也 厳重ニ相専可申候、若右ケ条内之内壱ケ条ニ而

右申合ニ付村内一統連署左ニ、

(ほか四三名連印省略) 中 村 政太郎邸 田中伊左衛門邸 (c)

〇条)、 以下は、 代以来の伝統的な農村生活に対する明治新政下の勤倹に関する詔勅の趣旨に応じた規制が定められ、第二二条 八条)伊勢参宮・祝牡丹餅の「相互取遣」・下駄草履はき物のうち「雪踏引摺表付之類」の禁止など、江戸時 味は年中協議費のことについてだけなのか、 参詣等についての節倹(第三条~第九条)、出生産家見舞・普請見舞・病気見舞・留守見舞・歳暮等の禁止(第一 こと(第一条)をはじめ、正月休みのこと、賭博行為の禁止(第二条)、伊勢講・種池講・五節句・祭礼・中山寺 ともいえようが、 第一条から第二一条までの条項には、 正月元日の儀式を村中一統が寺の本堂へ集合して行う 「検約改正定」 冠婚葬祭についての節倹 村用掛・議員惣代等の給料、 = 村規約は、明治一二年・一三年に出された勤倹に関する詔勅などの趣旨に応ずるもの(๑) (第一○条~第一六条)、 報恩講・相続講・尼講についての節倹(第一七条~第一 年中協議費勘定などに関する事項のほか、 この「倹約改正定」に関する事項についてなのか、およそ村中のことすべてな 「万端」 (この「万端」という意

<u>一</u> 五

定められている。 不明であるが) については「村内什長四名」と村会議員を合せ、 村中を 「四組」 に分けて協議することが

三

響を与えたとみられる個所は、たとえば、この「倹約改正定」の第二条の付けたり書をあげることができよう。 持つ、 としていることによって実証されるからである。 は明治二二年六月一一日に法律第一七号でもって廃止された)=国家法を揚げて、 日太政官布告第一号賭博犯処分規則―この規則により当分の間、 相用ヒサル節ハ其筋へ可訟出事」と、 それは、 この下河原村「倹約改正定」である、ということができよう。というのは、 すなわち江戸時代以来の系譜を持つ、農村生活に対する規制=倹約などを主として定めた規約 の詔勅や兵庫県における町村制度およびそれを通じて展開される町村行財政に影響されて、第一条~第二一条、 して、 いる伝統的な農村生活に対する規制を定めた条項から判断して、 程度はかなり強力なものであった、といえるのではなかろうか。 この村規約の中で、 この村規約は「倹約改正定」と表題が付けられていることや、 同時に、 もし大たんな推測が許されるならば、 農村生活に対する規制=倹約などを主として定めた規範=村規約であったと推定してよいであろう。 「休日ニホコリ、 さらに「其筋」=警察署 この村規約に、 江戸時代以来の系譜を持つ農村生活規範=伝統的な村規約に対し、 金銭ヲ噯ヒ、大人ハ勿論小人タリトモ勝負ヲ楽ミ候者有之ハ、厳重ニ遂折檻ヲ遂 町村行財政に照応したかたちの第二二条以下が追加されて、できあがったのが 賭博行為の禁止 (便宜により警察本署) へ「訟出」ることによって、その保障の決め手 このような江戸時代以来の系譜を持つ村規約が、 明治以降の勤倹 このように、 (明治一五年刑法第二六〇条・第二六一条・明治一七年一月四 賭博犯は行政警察の処分に属することになった。この規則 伝統的な村規約に対する明治以降の行政の影響 おそらく、もともとは江戸時代以来の系譜を 右に紹介した第一条から二一条に規定され まして、 その遵守をまず厳重な 次の理由からである。 村用掛・議員惣代等の給料、 明治以降の行政が (規定) 「折檻」に が改め 年中

-573 -

ならない。

而御佛立致厳重式礼、 れを実施するために設けられた、伝統的な村規約に追加された規定である、といってよいのではなかろうか。 協議費勘定などについて定めた、この「倹 約改正定」の第二二条以下の規定は、 この 「倹、約改正定」で、まず注意しておきたいのは、第一条の「一月一日 其上御院住へ御礼者勿論、 一同相互ニ遂礼式候事」と定められていることである。 村中一統本堂立午前八時揃ヒニ 町村行財政に照応し、

第一条も「但書」で「一統之中不行儀ニシテ(寺本堂へ―山中注)不参之者有之ハ、屹度可相嗜様申渡候事、 経ても、 化政策がとられ、廃佛毀釈や明治四年(一八七一)の戸籍法の施行とともに寺請け機能が無くなるという過程を 信者でないと証明する役人的機能を果たすことによって、村において一定の権威 拠不参方ハ代理ニテモ可然ク、必ス壱人タリトモ欠席ハ不成候事、 が無くなってしまった当時にあっては、 に 周知のように江戸時代において寺は、 村の檀那寺およびその住職としての権威 なお村には存続していたことを示すものといえよう。 =寺の住職は、 このような江戸時代からの村の檀那寺およびその住職の権威 村民が、 その寺の檀那であることを保証する寺請証文を発行して、その者が切支丹 村の檀那寺およびその住職としての権威 村民の心情的な拠り所であり、 (地位) の維持、 存続がはかられていた点は、 しかし、 寺請け機能を其礎とする権威 右之条相守申へき事」と強行的に規定され 村の共同体的結合の基盤であると同時 (地位) (地位)を持っていた。 (地位)を示す が、 明治になって神道 注意されなければ 「倹 約改正定 (地位) 国

設定 年中の祭日、 また同時に「旧正月ハ従前之旧例ヲ失ハンカ為、 など、 (太政官第三四四号布告) 政府による明治六年一月の五節句の廃止・神武天皇即位日・天長節等の祝日の設定、 祝日等休日(たとえば、 にもかかわらず、 元始祭一月三日、 江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣習・慣行の維持、 朔日、 新年宴会一月五日、 二旦 三巨 紀元節二月一一日、 三日之間休日可致」 天長節一一月三日等)の (第 同年一〇月の |条||傍点は山

れなければならない な民俗行事は、 はかられていたことは重要であるが、 後述するように江戸時代そのままの状態で、維持、 (第二条以下参照)。 伊勢講・種池講・旧五節句等々の江戸時代から伝統的な村落共同体的 存続されていたのではなかった点も注意

される点である けられた第二二条以下の規定も設けられている点、したがって、その内容から判断して、この「倹"が改正定 は、 下河原村の村用係・村会議員・什長など、 兵庫県の町村制度上の村役職者のもとで定められたものと推定 さらに重要なことは、 既述したように兵庫県の明治新政下の町村行財政に照応し、 それを実施するために設

署へ「訟出」ることが、 村役職者によって村民に強制されていたと考えられるからである。 檀那寺およびその住職の権威 倹の詔勅に応じて改められたと思われる廃止・禁止・節倹事項も第三条~第二一条にわたって規定され、 すなわち、 伝統的村落共同体的慣習・慣行といえども、 これらの点は、 第二条の付けたり書にみられるように賭博行為の禁止 とくに注意しておかなければならない。 その保障の決め手とされており、 (地位) の維持、 そのままのかたちで存続されているのではなかったからである。 存続 (第一条)をはかる規定とともに、それらの規定の遵守が、 また村役職者の手によって、明治一二・一三年の勤 というのは、 (明治国家の法)が規定され、「其筋」=警察 右に指摘したように、 江戸時代からの

ことができたといえるのではなかろうか。 まった檀那寺やその住職の権威 新政に照応したかたちに改められているし、 江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣行・慣習・民俗行事も、上述したように村役職者の手によって明治 (地位) も、 このように村役職者に依存し、 また村民の心情的拠り処といっても、 疵護されてこそ、 寺請け機能がなくなってし 維持、 存続する

以上に検討してきたように、 村規約類を勘案するならば、 明治二二年町村制施行前の (行政) 村の実態は、

やその住職の権威 明治新政府のもとにおいても、 行事および檀那寺やその住職の権威(地位)も一定の規制をうけつつ維持、存続されてきている情況にあった た町村制度上の村役職もそれなりに浸透、 定着し、 彼らの手によって伝統的な村落共同体的慣習・慣行・民俗 新政下の町村制度に則した村行財政の浸透もみられ、村行財政を担当した戸長・村用係・村惣代・什長といっ (地位) が、 江戸時代からの伝統的な村落共同体的慣習・慣行・民俗行事および村の檀那寺 一定程度維持され存続してはいるが、 明治新政の影響を強くうけて、

といってよいであろう。 こういった実態=情況の村に対して、明治二二年、 兵庫県においても町村制が施行され、 町村合併が行われ

てて考察することにより、 次には、 このような町村制下において旧来の村の実態がどのように変化していったかを村役職者に焦点をあ この点を検討したいと思う。

新町村=行政村が生まれるのである。

- 1 約』と略称する)一三四頁~一三五頁所収。 伊丹市、 長沢祥光氏所蔵文書、 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(木鐸社、 一九七五年)(以下『村規
- 2 伊丹市、 前田淑伸氏所蔵文書、『伊丹市史』第五巻(伊丹市、一九七〇年)八九頁、山中・前注(1)『村規約』

することを定めた 三六頁所収 このような自治的な村規約は、明治九年一月の酒井村の婚礼、新築披露等について祝儀金を戸長あてに 「規約」にもみられる(伊丹市、長沢祥光氏所蔵文書、 山中・前掲注(1)『村規約』一三八頁

- 3 ~一三九頁所収)。 伊丹市南野部落有文書、前掲注(2)『伊丹市史』九一頁~九二頁、 山中・前掲注(1)『村規約』一五四頁~一
- 4 五五頁所収。 この区町村会法は各地に開設されていた町村会に対する制限を強化して自由民権家などの町村会への進出を防止

5

頁~一六八頁所収

山中·前掲注

(1)『村規約』一六三

事県令 町村会に対する戸長の権限も強化されて、戸長が町村会の「議決ヲ不適当ナリトスルトキハ、其執行ヲ止メテ府知 費の支出徴収方法を審議することに限定してしまったのである。また町村会の規則は、 により、 て設けるものとされたが、その規則に対する裁定権は県令が持つなど、さまざまな制限条項の大綱がさだめられ、 しようとする措置であった。すなわち、区町村会法は町村会の役割を、その町村の公共に関する事件およびその経 伊丹市下河原部落有文書、 (戸長ハ郡区長ヲ経テ)ノ指揮ヲ乞フコトヲ得」(第四条)などの規定が置かれた。この区町村会法の公布 兵庫県では県甲第六七号布達をもって、 前揭注(2)『伊丹市史』六五五頁~六五九頁、 あらためて各町村に規則の作成を命じた。 その町村の便宜にしたがっ

- 6 山中・前掲注(1)『村規約』二〇二頁~二〇三頁参照。
- 7 代」が納得して、 いることを約して「佛事禁酒規約」 寺住職の「希望」により招いて「布教」してもらった結果、「檀下(家)総代」、火打村「村(会)議員」「同村総 禁酒」を説明しても村民たちを説得できないので、「法義爲引立」小野島某(おそらく本山の僧であろう)を檀那 約章程」が示しているように思われる。というのは、この「規約章程」には、火打村の檀那寺住職後藤某が このような寺住職の地位を次に掲げる兵庫縣川辺郡火打村の「明治貳拾貳年三月三日決議 その遵守をはかっていることが示されているからである。 佛事の際の飲食の「弊風」を廃して、その費用を「貯金」して「国恩佛恩」 ] や結婚祝・出産見舞を節倹する旨の「規約書」を作成して、村民に記名・捺印 佛事禁酒附属節倹規 (傍点は山中)

明治弐拾弐年三月三日決議

仏事禁酒附属節倹規約章程

兵庫県川辺郡火打村中

仏事禁酒規約書

仏事禁酒現住後藤穎邃氏住職以来屢々説明ヲ受クルトドモ、 得居候処、今般同氏ノ希望ヨリ法義為引立貴殿ヲ請待シ御布教ノ末右等ノ蔽風ヲ更ニ廃止シ該費ヲ以テ予備仏事禁酒現住後藤穎邃氏住職以来屢々説明ヲ受クルトドモ、従来ノ習慣ヨリ断然禁酒ニモ難相成遺憾ニ相心 貯蓄ニ致シ国恩仏恩ノ報酬ニ充ツベク様御説明ニ拝伏シ、 従来銘々ドモ団結賛成仕候、 依リテ左ノ通規約ス

葬式酒飯トモ更ニ禁スル事 但シ、親族若クハ該場ノ周旋ヲ厚フスル者ニ限リ、

壱飯ヲ賄フハ此限ニアラズ

祥月酒飯トモ更ニ禁ジ并ニ茶ノ子等贈答禁

報恩講年回禁酒ノ事

ス 前条義務金ヲ当轄シ例月立会精算ノ上該金参分ニ割チ、一ヲ本山教学資金トシ、一ヲ教費、一ツヲ慈善金ト 但シ、総而仏事ニ関スル際ハー切禁酒ノ事

ヲ原基トシ是ヲ国恩仏恩ニ充ン事ヲ希望ス(追テ上伸ス仍而致ニ略ス 右協議上議決仕候、 由リテ不日村中不残召集シ前条ノ示談会ヲ設ケ一 同立懇論ヲ尽シ賛成為致貯蓄資金ヲ募集

明治二十三年二月十日冊宛々指出シタル後屹度施行可仕、 一同規約調整後若シ是ヲ犯スル者ハ相当処分方法ヲ設ケ規約書弐冊ヲ製シ交互記名捺印シ現在ト檀下総代江壱 仍而禁酒規約ノ銘々共襲キニ記名捺印シテ此段上伸スルモノ也

兵庫県川辺郡火打村

勝福寺檀下総代

金田吉 兵 衛

盯

中野治良兵衛 徳永吉右衛門 印印 印

知亦 沢 音 治 郎 囙

Ш

// //

五

郎

Ξ

右は明治二十二年二月十日同氏ヹ指上タル写、 仏事禁酒規約 仍而前条々同年三月三日示談会議決規約左ノ如シ

爾ルニ中古巳来年回ノ際ハ断然禁酒と確乎施行セシモ猶葬義ノ節ハ云何セン祝典ニ異ナラズ、這般一村協議仏事禁酒ハ仏徒ノ本分ニシテ一日モ欠クベカラサルノ良典ナリ、故ニ青州ノ蔽害百般此ヨリ起ルハ不俟論、

這般一村協議

ノ上仏事一切禁酒ノ規約ヲ設ケ該費ノ幾分ヲ以テ預備貯蓄シ国恩仏恩ノ報酬ニ充テントス、依リテ規約スル

左ノ如シ

葬式ハ仕立テ酒飯ヲ廃シ最モ自宅ハ勿論ナリ、然リトドモ親戚并ニ該場ノ周旋ヲ厚フスルモノニ限リ壱飯ヲ (゚セ゚ル) 賄ヒ又ハ慈善者ヨリ斉米ヲ発付シ若干人エ〔斉ヲ云フ〕喫飯ヲ施スモノハ此限ニアラズ

争

兵庫県川辺郡火打村

書

無益ノ財散ヲ費消スルナカレ、各自結婚・出産見舞・部屋開キ 〔出産ノ七日立ヲ言フ〕祝酒飯増長スルノ蔽 (ママ)

// 村 松 忠治 郎

11

中 田 野長四 畑 中 太 助 郎 郎

中野甚兵 登 柴田長太郎 宮内作右衛門 阪 衛 吉 印 印印印印

議員 司 同 同

印

西

良

源

同村議員

" "

三

風ヲ一洗セン事ヲ協議候処更ニ廃スルニ議決ナシタル上其義務金ヲ納ムルノ規約左ノ如シ

右は本日示談会ヲ設ケ協議々決候、 由リテ今後確乎施行ス、此条約ニ背モノハ右科目ニ照シ処分ナスモノトス、

明治二十二年三月三日(一ハハキ)年二年三月三日(一ハハキ)の市茲ニ規約書ヲ製シ記名捺印ノ上村総代Ξ備置モノナリ

争

(外一八五名連署略) 北口淹吉倒

約」中の火打村地主五人のうち四人を占めている(本稿四一頁~四二頁参照)ことも注意しておきたい。 なお、この「規約章程」に檀家総代・村議員・村惣代として名前が挙っている人々は、後掲「川西村地主申合規 火打郷土史保存会保管文書、 宮川秀一編 『川西市史』第六巻 川西市、一九七七年、五二〇頁~五二四頁)

### = 新町村 (行政村) の成立と旧村の村役職者

を約五分の一の一万三三〇〇余に減らしたのである。 行にたえる規模のものとするために、 戸長役場管轄区域内の町村を統合して、 当時七万四〇〇余を数えた町村 明治二二年(一八八九)町村制の施行に際して、 政府は、 まず大規模な町村合併を行った。 町村を町村制の施

六月ごろから郡単位に戸長を招集して制度の説明・研究会を開いた。たとえば川辺郡では下調べ委員を設ける 県下の各郡区長を招集して郡区長会を開き、 一週間にわたって検討した。 この会議で県知事内海忠勝は、 合併を従来の戸長役場を中心にした一町村七〇〇戸を標準として行う方針を示した。 兵庫県では町村合併を促進するため、 県庁内に一一人の市町村制取調委員を置き、 これをうけて郡長は、 明治二一年五月一五日、 町村

 $\equiv$ 

町村区域の原案を作成し、これをさらに戸長・惣代・または町村会議員・有志者などに諮問して意見調整を行 い県に上申した。この上申をもとに、県は、町村制を施行し、新しい行政村が生まれたのである。 とともに、 郡長みずから郡内の戸長役場を巡回して町村の状況を視察した。こうして郡長は、 その手もとで新

なった。 この大字が、 旧村として、 既述したように従来の日本近代地方史あるいは日本近代地方制度史の研究(3) 県令第二四号によって 「町村名ハ大字トシテ之ヲ存ス」 と定められ、 村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得」(同訓令第六条)とされたが、 兵庫県では、 明治二二年二月二二日 方法では一般に、「自然村」と呼ばれてきたものにほかならない。 この行政村は、 明治二一年六月一三日の内務大臣訓令第三五二号によって 「新ニ其名称ヲ選定スヘシ、 旧町村名は大字名として存続することと 旧

先ず、 次に明治二二年町村制施行以後の兵庫県下の行政村の下における旧村について検討してみたいと思う。 明治二六年(一八九一)一月二八日の兵庫県稲野村の大字である御願塚村(現伊丹市域) の 「村中申合

村中申合規約書

規約書」を掲げる。

第一条 本村ニ於テ左ノ役員置々

二副総代 壱名

一総代

壱名

三収入役 壱名

四町総代 各壱名

第 村総代 ハ、村長 ノ代理トシテ、 法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ管掌ス

副総代ハ総代ノ事務ヲ補ス

三四

第四条

淫売ヲ為ス者、

第四条 総代ハ満壱ケ年勤務シタル時ハ、 副総代代テ総代トナリ、 亦新ニ副総代ヲ撰挙スル者トス

第五条 収入役ハ、支出・収入ニ関スル一切会計事務ヲ掌ル

第六条 第七条 町総代ハ村会議員トシ、 規定外ノ事務ハ、総テ従来ノ習慣ニ依ル 協議ニ参与シ、 亦ハ区域町内ニ関スル事務ヲ担任ス

賞与規則

第 第二条 品行方正ニシテ人ノ亀鑑トナル可キ者ハ、 実業ニ精励シテ且実業ノ進歩ヲ謀リシ者ニハ、拾戔以上弐円以下ノ実業ニ用ユル道具ヲ賞与 褒賞トシテ拾銭以上弐円以下ノ物品ヲ与フ可シ

ス可シ

第四条 第三条 年期奉公人併ニ一年雇人ニテ実貞ニ勤務シタル者ハ、拾戔以上壱円以下ノ金円ヲ賞与ス 被雇人ニシテ給金ニ超絶シタル労力ヲナス者亦ハ給金ニ相当セザル者ハ、従来ノ比側ニ関

ズ増減スル事アルベシ

第五条 右ケ条ノ協議ヲ為スニ、年々一月廿八日ヲ以テ村民総会開キ会議スル者トス

本村ノ区域町内ニ於テ町内ノ者博奕亦ハ之ニ類スル賭戯ヲ為シ、亦ハ賭場ヲ貸与シタル者ハ、

雑則

第

其町総代ハ説論ス可キ者トス

第二条 掲示場ニ記載セラレタル者、 前条ノ説論ヲ受タルモ猶止マザル者、 猶止マザル者ハ、町内ノ交際ヲ拒絶亦ハ借地・借家ニアル者ハ、

警察署ノ注意ヲ乞ヒ、

其姓名ヲ掲示場ニ記載

其地主・其家主ハ民法上ノ契約アルニ非ザレハ退去ヲ命ス可キ者トス

亦ハ之ニ接シタル者、

亦ハ品行放蕩ニシテ家業ヲ為サベル者ハ、 町総代之ニ

三元.

説論ス可キ者トス

第五条 前条ノ説論ヲ受タルモ猶止マサル者ハ、前第二条及ヒ三条ノ例ニ依

三六

第六条 飼鶏ヲ為ス者、他人ノ田畑亦ハ作物ヲ侵害シタル者ハ、相当ノ損害ヲ賠償ス可キ者トス

第八条 第七条 被害者ョリ為害者ニ対シ、 前条ノ損害ノ計算スルニハ、 損害賠償ヲ請求スルモ応セザルトキハ、 町総代二名以上立会ノ上、評決スル者トス

村総代ハ、

其飼鶏ヲ売却

セシメテ被害者ノ請求ニ応セシム

第九条 村税不納者ハ、説論ヲ受クルモ猶不納者ハ第三条ニ依

十銭以上五円以下ヲ賞トシテ付与ス 満廿歳以上ノ者ニテ窃盗セシ事ヲ目撃シ、 証拠ヲ挙テ、 村総代ニ申出テタル者ハ、 金壱円五

但 窃盗スル者、資産ヲ有スル時ハ申出タル者ニ付与ス可キ金円ハ其者より代償セシ

右ケ条ノ通リ村中申合規則ハ、 我々連署ノ上、堅ク相守ル事ヲ盟約ス

明治廿六年旧正月廿八日

(ほか六三名連印省略)村上岩右衛門 印

副総代ハ総代ノ事務ヲ補ス」と規定されている点である。このことは、 られ、「第二条」において「村総代ハ、村長ノ代理トシテ、法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ処理ス」「第三条 ク」として「一総代 「村中申合規約書」 において、 まず注目されることは、「第一条」 において 「本村ニ於テ左ノ役員ヲ置 壱名、二副総代 **壱名、三収入役 壱名、** 四町総代 御願塚村という旧村では、 各一名」が設けられることが決め 新行政村の

ム

職を置いたことを示すもとといえよう。

制施行前の兵庫県の連戸町村戸長制下の町村制度上の役職であった町村惣代と同じ呼称の 「村総代」 という役 |村長」の代理として、「法律ノ区域内ニ於テ」旧村の「万般ノ事務ヲ管掌ス」る役職として、明治二二年町村

応じて、「従来ノ比例」にかかわらず増減することがあること(同上第四条)、(三) ニ勤務シタル者」 シテ人ノ亀鑑トナル可キ者」、「実業ニ精励シテ且家業ノ進歩ヲ謀リシ者」、「年期奉公人併ニ一年雇人ニテ実貞 るための制裁 地方制度史の研究方法でいうならば、 ることなど(同上第一○条) 八分 (同上第三条・第九条)、 六条~第八条)、 「品行放蕩」 で家業を行わない者に対する町総代による説論→警察署の注意→その姓名の掲示→村八分 条~第五条)、 しかも、 「町総代」だけでなく「警察署」(国家権力)の関与と「村八分」がみられることである。 さらに注意すべきことは、この「村中申合規約書」の中の「賞与規則」おいて、(一)「品行方正 (手段)に、新行政村の「村長ノ代理トシテ、法律ノ区域内ニ於テ万般ノ事務ヲ管掌スル」「村総 즲 等に対する賞与を行うこと(賞与規則第一条~第三条)、(二) 鶏を飼っている者で他人の田畑、作物を侵害した者に対し損害賠償を命ずること(同上第 村税 いわば、 (六) 成年者で窃盗を目撃し、証拠を示して村総代に申し出た者に対し賞金を与え (新行政村の村税か、 旧村の何らかの賦課金かは定かではない) 不納者に対する説論→村 主に旧村内の規制に関する事項、 主に「自然村」 内の規制事項が規定されており、 従来の日本近代地方史あるいは日本近代 「被雇人」の給金をその働きに 賭博、淫売行為を行った者、 それを村民に遵守させ (雑則第

設けることが必要であったのは当然であったといわなければならない。 されたものの、 私たちは、 新行政村にとっては、 このような 「村中申合規約書」をどのように考えるべきであろうか。明治二二年に町村制は施行 新行政村は周知のように旧村がいわば強制的に合併されて造成されたものであった。 その行財政を行うに当って、 その管轄下の旧村に何らかの新行政村の下請 町村制第六四条に行政区を設置するこ け機関を したがっ

る。

町村は、 しかない行政区を設置することに抵抗があったのかも知れない。 とができる規定が設けられたのは、 兵庫県においても少なかったものと思われる。 そのためでもあった。 しかも、 しかし、 旧町村の側においても新行政村の下請機関で 町村制施行当初から旧村に行政区を設けた

外にはみられないが、右に紹介した明治二六年一月の御願塚村の 理や 分に推定される)と考えられる資料がみられるのである。 惣代 町村レベルで公認されていたのではないか 掲五二頁、 どのような機関に担当させるのかを明示的に定めた県の法令などは、残念ながら現在まで発見されていない。 たこれらの役職の下請機関として、明治二二年町村制施行前の兵庫県下の町村制度上の役職であった什長(後 しかし、 兵庫県において、 「旧村」 に関わる諸事務・諸事項について町惣代・村惣代、 大字惣代(後掲四〇頁参照)、 人民惣代、⑺ (後掲五二頁~五六頁参照) 五五頁参照)あるいはそれに代る組頭 現在までに得られた資料によると、 兵庫県では、 旧町村における新行政村の行財政に関わる事務処 行政区を設置していない場合に、 と呼称は多様であるが、 (もちろん明示的な資料は、 (後掲五○頁参照)・組惣代等が置かれ、 新行政村下の旧村において新行政村の行財政上の事務を 旧町村の長たる機関としての行為を行い、 あるいは 一村中申合規約書」においても、 後述大沢村の組頭設置法 それが時には、 公認されていたことは十 −後掲五○頁参照−以 新行政 村民

地拂下願書ノ処理上ニ対シニケ月程ノ久シキ閑慢ニ附シタルニ付、 にある「町村吏懲戒」欄に明石郡明石町役場の書記某が、「明石町ノ内東本町惣代鷲尾長三等ョリ差出タル官有 慮するならば、 まず新行政町についていうならば、このことは、明治二七年(一八九四)一○月一○日付の兵庫県の との記載があることによって実証されるのである。 県当局も、 このような町惣代の存在を承知していたことだけは、少なくとも確認されるのであ このような事実が『県報』に登載されたことを考 町長ハ職務上不都合ナリシト譴責セリ」(傍 『県報』

点は「組頭設置ノ区域ハ村会(行政村大沢村の村会―山中注)之ヲ定ム」(同法第七条)と規定されていることから 務アルトス」、第六条では「組頭ハ常設委員ト気脉ヲ通シ、其組中ニ於ケル諸般ニ関シ応答ヲナス義務アル 固クスルモノトス」(同法第一条) と規定されていて、 職 に代るものであることが示され、 選任も什長と同様 「其組中ニ於ケル各戸主ノ互選」(同法第八条)でかつ名誉 スルニ不足ナキヲ旨トシ、之レヲ一組トシ組毎ニ其長タルモノ一名ヲ置クニアリ」(同法第二条)として「什長 どとともに「組頭設置法」が「什長」と同じ「主意」で、 内行政ノ脉絡ヲ通スルニ便ナラシムル爲」(大沢村常設委員設置規則第三条)に設置された常設委員の設置規則な 二九日の両日を会期とする行政村大沢村村会で制定されていることによっても実証されるのである。 トス」と規定されていて、 -村長役場ハ可成各自各戸ニ就キ直接其用務ヲ尽スベキモ、止ヲ得サル急遽ノ場合又ハ臨時必要ト見込ミタルは この 次に、 (同法第三条) であった。職務は「互ニ気脉ヲ通シ、 組頭ニ気脈ヲ通スルコトアルヲ以テ組頭ハ怠慢ナク其組中へ相通シ其処置ヲナシ、 之レガ応答ヲナス 「組頭設置法」によると「組頭ハ從来ノ什長ト其主意ヲ同フシ、人家ノ多少ニ拘ラス日々互ニ言聲ヲ通 (行政村) レベルでは、 組頭が完全に行政村大沢村の村長の行政下請機関であることが示されていた。 兵庫県有馬郡大沢村 彼我ノ便利ヲ図リ、村内ノ幸福ヲ増進シ、安寧ノ其礎ヲ きわめて抽象的、 (行政村) のように、 明治二二年町村制施行後間もない同年七月二八日 総括的ではあるが、同法第四条では 町村制第六五条にもとづいて「村 E

このように旧村には、新行政村の枠組みが貫徹されていたのである。

約 次に掲げる明治二六年 は この事実を地主制支配との関連において明瞭に実証するものである。 二八九三 一一月二〇日の兵庫県川辺郡川西村 (行政村-現川西市域) 地主申合規

地主申合規約

第 凡ソ地主、 即チ川辺郡川西村所属ノ土地ヲ所有スルモノハ、 此規約ヲ遵守履行スル義務アル

モノトス

通知ヲ受タル各大字総代ハ部内各地主へ通知スルモノトス、通知ヲ受タル各地主ハ曽テ其者へ小作ヲナサ 揚ケ(三反歩小作セシメアル内壱反歩分ヲ怠納セシトキモ残ル弐反歩ヲモ引揚ク)、其旨ヲ各大字総代へ通知シ、 第二条 小作人中若シ小作米ヲ怠納シ、 尚旧十二月廿八日ヲ過キ納付シ来ラサルモノハ、 其地所ヲ取

シメアル地所ハ悉皆小作ヲナサシメサルモノトス

但、 各惣代へ通知ヲナス巳前ニ、先ツ村長へ届出テ、村長ノ説諭ヲ受クル期間ハ、旧十二月廿八日巳后一周日限ト

前条ノ通知ヲ受タル后、尚小作ヲナサシメ居ル地主ハ五円ノ違約金ヲ出スヘキモノトス

第五条 第四条 第三条ノ違約金所分ハ、 本規約ニ要シタル費用ニ充ツルモノトス

右各条ヲ遵守履行スル ノ証トシテ、茲ニ各自署名捺印シ、各大字ヲ代表スルモノ也

但 本規約ハ明治廿六年十一月廿五日ヨリ実行スルモノトス

明治廿六年十一月廿日

川辺郡川西村之内(本文) 段書)

久代新田村

高木宇 兵 衛⑪

石原 武 兵 衛⑪

石原民右衛門印

久 代 村

末 井 藤 尹⑪

久 今西卯之介即 代 国 造⑪

四〇

ス

淹 山

村

火

渡

辺

国

荒木九平⑪

淹井与治兵衛回

小 西野宇三郎回

出

在家村

西野吉兵衛剛

寺 前

尾林八良兵衛回

畑

森 田 郁 今北喜左衛門⑪ 阪本惣左衛門⑪

田 仙 蔵⑪

小

広末清次郎即

花

広末七右衛門回 村

打 大 良 村 源 太

助⑪

小来田為次郎回 小来田藤太郎回

-558 -

茂 村

加

篠木六兵衛剛 篠木庄左衛門甸

田祐吉卿

栄 根 村

北

Ш 井

末

鶴 豊

吉甸 吉⑪

阪 本梅 治郎⑪

桜 井 嘉 蔵印

宮内作右衛門愈

四

中 野甚 |兵衛剛

萩 原

中野治郎兵衛邱

岩佐利右衛門即

荒木九兵 松栄平右衛門® 村

(衛)

右之通取為換相違無之候也

岩田 彦兵 衛<sub>12</sub> 旬

定されている(同規約第二条但書)。このことは、大字惣代なる旧村役職者を行政村である川西村村長が認めてい ず「村長へ届出テ」小作人に対し、村長が納付期限の一二月二一日以後一週間の期間内に、説論することも規 たことを実証するものといえよう。そして、この「地主申合規約」の連署・連印者は「各大字ヲ代表スルモノ」 場合は、 ナサシメサルモノトス」 と規定されている(同規約第二条)。 ただし、 地主は各大字惣代へ通知をする以前にま スルモノト」され、その「通知ヲ受タル各地主ハ」不納した小作人に「小作ヲナサシメアル地所ハ悉皆小作ヲ (同規約第五条)である。 この「地主中合規約」では、小作人が、小作米を「怠納シ」し、 地主は小作地を取上げ「其旨」を「各大字総代へ通知シ、 一二月二一日の期限までに「納付」しな 通知ヲ受タル各大字総代ハ部内各地へ通知

○頁~三三頁、注(7)参照)によれば、西良源助は村総代、中野甚兵衛、 彼らのうち火打村については、 明治二二年(二八八九)三月三日決議の 宮内作右衛門は同村 「仏事禁酒附属節倹規約章程」(本稿三 (旧村) 議員、

中

-557 -

西村の 野次郎兵衛は同村勝福寺檀下総代であることが判明し、萩原村荒木九兵衛は明治三七年(一九〇七)二月二二日(ミョ) の有力地主=「名望」家層であると推定することができよう。 の同村の 「地主申合規約」の連署・連印者は、 「不正行為禁止規約書」によれば、同村区長であることが判明するのである。(ギ) 火打村以外の他村(旧村)についても、村惣代(大字惣代) このことから、

ことが知られる。 以上の土地所有者は、 策による農民層の階層分化が進んでいて、 小山仁示氏の研究によれば、川西村が成立した明治二二年(二八八九)頃において、同村では、 同村土地所有者全体の一二・五パーセント(一三二人)で、 土地所有者の約半数は一反に満たない耕地の所有者であった。 かなり地主制が進展していた 松方デフレ政

的な村落共同体)の存在を感じとることができるのであろうか。 そこにみられるのは、 化・一元化していたかを明白に示すものといえよう。この「地主申合規約」から、私たちは、「自然村」(伝統 た旧村の有力地主層による小作層(一般村民)支配の実態でしかないのである。 るものであったか、 「地主申合規約」は、そのような情況のもとで、行政村=村長(公)が、有力地主(私) 行政村=村長(公)と旧村の有力地主(私)が「大字総代」を媒介にして密接不可分に一体 行政村=村長と一体化し をいか に擁

来 行政村、 とったことにみられるように、当時、成立しつつあった地主制支配を制度的に保障するものであった。 一円以上ヲ納ムル者」(第七条)を公民として、 周知のように、 先に紹介した明治二六年一一月の川西村の「地主申合規約」は、 旧村との関連において明確に示した好箇の資料といえるのではなかろうか。 町村住民トナリ(二) 明治二二年施行の町村制は、公民資格を「凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以 其町村ノ負担ヲ分任シ及(三)其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額 選挙、被選挙資格を与え、等級 このような町村制の実態を、 (二級) 選挙制 (第一三条) 地主制支配と

1 四頁。 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(以下『村規約』と略称する)(本鐸社、 一九七五年)二一三頁~二

四四四

2 明治二一年六月一三日 内務大臣訓令第三五二号

スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ独立自治 ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメサルヘカラス、依テ、其施行ニ際シ、 町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達 訓令第三五二号 先ッ府県知事

ニ於テ現今各町村ノ区域人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為ス可シ

略 -山中注)

史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ 町村ノ旧名称ヲ参互折衷スル等、適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但、町村ノ大小ニ拘ハラス、 ヲ合併スルトキハ、其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ、各 合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧町村ノ名称ハ、大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、 厯

3 兵庫県令第二十四号

町村区域並名称別記ノ通更正シ、本年四月一日ヨリ施行ス

但旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存ス 明治二十二年二月二十二日

兵庫県知事 内 海 忠

勝

兵庫県令第二十五号

本年四月一日ヨリ神戸区並ニ飾東郡姫路ニ市制其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス

明治二十二年二月二十二百

兵庫県知事 内 海 忠 勝

『兵庫県市町村合併史』上巻、兵庫県、一九六二年、 山中・前掲注 (1)『村 一一八頁)

規約』二三六頁~二三八頁所収。 伊丹市御願塚部落有文書、『伊丹市史』第五巻(伊丹市、一九七○年)九四頁~九六頁、

5 収にも関与している事例が紹介されているのをみれば、御願塚村の「村中申合規約書」に規定されている「村税 ことを示すものとしては注意しておかなければならない。次に掲げておく。 制度上の旧町村役職者でない町総代・部落総代が、区長と同様の職務を行い県も新市町村も、 も行政村の「村税」である可能性は否定できない。このことはまた、兵庫県のみならず、 諸税徴収ノ状況ハ左ノ如シ」として、町総代や部落 明治三六年六月三〇日付の兵庫県『県報』の「諸税徴収状況」欄には「長崎税務監督局区町村ニ於ケル (旧村) の総代が区長と同じく「市町村徴収ニ係ル国税」の徴 長崎県においても市町村 それを公認していた

諸税徵収状況 於テハ注意周到シ、納税者亦能ク規約慣例ヲ厳守シテ、 注意ノ厚薄ハ、直ニ徴収成績ノ良否ニ関係スルカ如シ、今管内市町村ノ徴収状況ヲ取調フルニ、 市町村徴収ニ係ル国税ノ滞納者ハ、近年著シク増加スルノ傾向アリ、其原因種々アルベシト雖モ、 長崎税務監督局区内町村ニ於ケル諸税徴収ノ状況ハ左ノ如 以テ毎納期円満ニ納税ヲ了シ来レリ、 其概要左ノ如 左ニ掲クル町村ニ 市町村ニ於ケル

- 税金講ナルモノヲ設ケ、明治二十七年頃ヨリ施行シ、現今ニ至ル迄滞納者ヲ出ササルハ、長崎県北松浦郡平戸町 ス、其規約ノ要領ヲ挙クレハ、左ノ如シ
- 3 町役場ニ納付ス 納税告知書ハ、各町総代ニ配付ス、町総代之ヲ受ケタルトキハ、 予テ蓄積シタル税金講ノ集金ヲ以テ、 町総代ハ貯蓄銀行ニ預入レ又ハ自ラ之 納期前ニ
- ヲ保管ス 講金ハ、毎日各戸順番ニテ其町村ノ現金ヲ取纒メ、之ヲ町総代ニ交付ス、 毎日ノ集金額ヲ算出シテ之ヲ定ム
- $\subseteq$  $\odot$ 講金ハ各納税人ニ付、先ツ国税、県税、 町総代ハ、一定ノ時期ニ於テ現金出納ノ決算ヲ為シ、各納税人ニ之ヲ知ラシム 町村税等一ケ年ノ負担額ヲ予算シ、
- 納税組合規約ヲ設ケ、 崎県北松浦郡志佐村、 明治三十三年ヨリ実施シ(福島村ハ二十年ヨリ)現今ニ至ルマテ徴収成績ノ良好ナルハ、 柚木村、 福島村 (柚木、 福島ハ滞納者ヲ出セシコトナシ)トス、其規約ノ要領左ノ如シ 長
- 7 組合ハ何々(部落名)納税組合ト称シ、各部落毎ニ設置シ、該組合区域内ニ居住スル者ハ、総テ加入ノ義務ヲ負

左ノ如シ

ヘシメ、納期内ノ完納ヲ期スルコト等又世話係ハ、納税告知書ノ配付及組中ノ税金ヲ取纋メ、 組長ハ、納税告知書ヲ世話係ニ送付スルコト、滞納者ヲ出ス見込アルトキハ納期日前ヨリ世話係ヲシテ督励 常ニ組合中納税者ノ転出入其他状況ヲ視察シ、滞納者ナカラシメムコトニ注意スルコト等ヲ分担 村役場ニ納付スルコ ヺ加

<u></u>

- 3 部落内ニ居住セサル納税者アルトキハ、組合員中ヨリ納税代人ヲ定メ、世話係ヲ経テ、組長ニ届出サシム
- 久シキ以前ヨリノ慣例ヲ守リ、今ニ至ル迄一人ノ滞納者ヲ出サヽルハ、長崎県北松浦郡柳村及前方村トス、 組合員若シ滞納シ督促ヲ受ケタルトキハ、一回ニ付、拾銭以上三拾銭以下ノ過怠金ヲ組合ヨリ徴収ス
- (イ) 納税告知書ノ配達及税金ノ取纒ハ、各部落ノ総代之ヲ為ス
- (B) 金及利子ヲ控除シ余剰アルトキハ、現金ノ交付ヲ受クルヲ例トス 代納セシム。而シテ農産物及魚類ノ収穫アリタル都度其幾分ヲ持寄リ、 納入ハ、直接総代ニ税金ヲ提出スル者アリト雖モ、其多クハ数十戸申合セテ代納者ヲ定メ、毎納期ノ税金ハ総テ 販売方ヲ代納人ニ委托シ、其売得金ヨリ税
- 四 区長又ハ総代ニ於テ、其区域内ニ於ケル納税上一切ノ責任ヲ負荷シ、競フテ徴税成蹟ノ他ニ劣ラサランコトヲ努メ、 大川内村、 納税者亦能ク期日ヲ愆ラス円満ニ納税ヲ了シ来リタルハ、佐賀県杆島郡西川登村、 有田町トス、其要領左ノ如シ 六角村及同県西松浦郡大坪村、
- (イ) 納税告知書ノ配達及税金ノ取纏ハ、区長又ハ総代ニ於テ之ヲ為ス
- (B) 区長又ハ総代ハ、取纒期日ヲ定メテ其区域内ノ各納税者ニ通知スレハ、納税者ハ先ヲ争フテ税金ヲ持来ル
- 長ニ其氏名ヲ報告シテ説諭方ヲ嘱托スルヲ例トス。然レトモ現今ニ於テハ、町村長ノ説諭ヲ煩ハス者跡ヲ絶ツニ至 若シ期日ニ税金ヲ持来ラサルモノアルトキハ、区長又ハ総代ハ懇篤教諭シ、尚之ニ応セサル者アルトキハ、 町村
- 六角村是レナリ 徴収成績ヲ良好ナラシメタル区長又ハ総代ニ対シテハ、 毎年一回物品又ハ金銭ヲ増與シテ其功労ヲ賞 (西川登村
- (ホ) 毎納期徴収成績ヲ記シテ、各部落ニ掲示スル村アリ(傍点は山中)

(『県報第九百六十七号、 明治三十六年六月三十日』一二頁~一三頁、 兵庫県庁所蔵文書 年

月

H

段禀請候也

6 『明治三十五年村会文書綴山田村役場』(山田村役場文書、神戸市文書館保管文書)の中にみられる。次に掲げてお 七月二〇日に村会議決を経て、「区有財売却許可禀請」 として郡参事会への手続がとられたものと思われる書類が 参事会へ許可申請の手続を行うよう依頼する申請書を明治三四年六月二六日付で「衝原村惣代」より提出し、同年 たとえば武庫郡山田村(行政村)のうち衝原村(旧村)がその村持原野売却について村会(行政村)の決議と郡

(表紙)

明治三十五年四月

会 文 鸖 綴

村

山田村役場

議

長 明治卅五年三月五日 印林 决 明治 第 係 年 月 H 副主行 明治 0 年 (不明) 月 日

地価五銭六厘

原野四畝二歩

地主

衝原村

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八十番ノー

「一第四二八号ノー」 区有財産売却許可禀請

区有財産売却ノ儀ニ付禀請

此売却予定価格金拾円

右之地所ハ衝原村持ニ有之候処、

今般同村林正敏へ売却ノ儀、 客年七月廿日ノ村会ニ於テ議決致候条御許可相成度、 此

四七

村長

武庫郡参事会

武庫郡長氏名殿

右原野四畝二歩ニ対シテハ収益無之ニ付、林正敏へ売却シ、代価ヲ以テ利殖ノ道ヲ図ラントス 理 由

区有財産売却議案

(議事録抄本添付)

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八十番ノー

原野四畝弐歩 地主 衝原村

右衝原村区域内ノ協議ヲ以テ同村林正敏へ売却致度旨、惣代柚垣庄太郎外二人ヨリ申出テタリ

明治参拾四年七月廿日提出

山田村長 林

正敏

山田村ノ内衝原村惣代

林正敏へ売渡シ、代金正ニ受取済ニ付、村会ノ決議并ニ郡参事会

右之地所ハ衝原村持ニ在之候処、今般村中協議之上、

ノ許可右登記申請ノ手続履行被下度、此段申請候也

明治卅四年六月廿六日

武庫郡山田村ノ内衝原村字後湯八拾番ノー

申

原野四畝弐歩

柚垣庄太郎 (FI)

渡瀬夘之介 印

小河太郎市 印

九

(7)(8) 明治四一年一月兵庫県赤穂郡有年村のうち「原村協議規約」(『赤穂市史』第六巻、赤穂市、一九八四年、 山田村役場御中(傍点は山中)

四八

9 七頁~九八頁、鈴木正幸担当)参照。 『縣報第三百七十九号 明治二十七年十月十日』三頁(兵庫県庁所蔵文書)。

なお、町総代についての最近の研究として、高岡裕之「町総代制度論―近代町内会研究の再検討―」(都市史研

究会編『年報都市史研究3』山川出版社、一九九五年)一一七頁以下がある。

10

明治廿二年四月

并選挙録綴込 録 録

沢 村

明治廿一

一年七月 世 会日

決

書

中 山中注)

大

沢

村

規第二号 常設委員設置規則

本村ハ制第六十五条ニ依リ常設委員六名ヲ置ク

常設委員ハ名誉職トシ事務ノ繁閑ニョリ相当ノ報酬ヲ受クルノ外、

常設委員ハ村内行政ノ脉絡ヲ通スルニ便ナラシムル為メ、 上大沢村一名 中大沢村一名

左ノ所ニ詰所ヲ設ケ各壱名ヲ配置ス

実費弁償額ヲ要求スルコトヲ得

神付村一名 日西原村一名

簾村一名 市原村一名

常設委員ノ職務概目左ノ如シ 常設委員ハ村内公民権ヲ有スル者ヲ村会ニ於テ村会議員ヨリ撰挙スベシ

四九

勧業、 道路橋梁ノ修繕并ニ河川溝渠ノ修築ヲ要スルトキ、之レヲ村長ニ報告シ、又ハ之カ事業ヲ監督スル 衛生、学事等ニ関シ村長ヨリ特ニ委任シタル事件ニ付、 調査又ハ人民ニ注意ヲ與フル事 事

三 臨時令達ノ旨意ヲ人民ニ貫徹セシムル事

四 執務上緊要ト認ムルトキハ村長ニ報告ヲ為ス事

五 其他村長ヨリ特ニ委任シタル事件ニ付、調査又ハ人民ニ注意ヲ與フル事

六 墓地管理者ノ任ヲ帯フル事

第六条 常設委員ハ少クモ毎月一回以上村長役場ニ会同シ、 執務上ノ如何ヲ相報シ、 其緩急利害ニ付協調ヲナスベシ

第一条 村内ニ組頭ナルモノヲ設ケ、規第三号 組頭 設置法

第 モノトス 組頭ハ従来ノ什長ト其主意ヲ同フシ、人家ノ多少ニ拘ラス日々互ニ言聲ヲ通スルニ不足ナキヲ旨トシ、 互ニ気脉ヲ通シ、 彼我ノ便利ヲ図リ、 村内ノ幸福ヲ増進シ、 安寧ノ基礎ヲ固フス 之レヲ

一組トシ、組毎ニ其長タルモノ一名ヲ置クニアリ

第三条 ズ、必ズ之レヲ務ムベキモノトス 組頭ハ給料ヲ給セス報酬ヲ與ヘズ、従前ノ什長ト等シク其組中ノ義務トシ、其当選者タルモノ之ヲ辞スル ラ得

但、町村制第八条ニヨリ事故アルモノハ、此限リニアラズ

第四条 組頭ニ気脉ヲ通スルコトアルヲ以テ、組頭ハ怠慢ナク其組中へ相通シ其処置ヲナシ、之レガ応答ヲナスノ義務アル モノトス 村長役場ハ可成各自各戸ニ就キ直接用務ヲ尽スベキモ、 止ヲ得サル急遽ノ場合又ハ臨時必要ト見込タル片ハ、

第五条 コト 組頭ハ常ニ其組中ニアル処ノ戸籍上ノ異動及出入寄留人等ノ件ニ付、 能ク注意ヲ為シ、違背者無キヲ勉ムベ +

第七条 組頭設置ノ区域ハ村会之ヲ定ム

組頭

ハ常設委員ト気脉ヲ通シ、

其組中ニ於ケル諸般ニ関シ応答ヲナス義務アルモノトス

第八条 組頭ヲ撰挙スルニハ、其組中ニ於ケル各戸主ノ互撰トス

五〇

第九条 組頭ノ任期ハ三ケ年トス、但、再選セラル、コトヲ得

(後 山中注

(『明治廿二年四月議事録綴込并選挙録綴込大沢村』大沢村文書、神戸市文書館保管文書)

この点を考えるうえで「市制町村制理由」が、区長について「旧制ノ伍長組長ノ例ヲ襲用セルナリ」と述べてい

- 12 ることが参考になろう。(本稿三頁参照 川西市、一九七七年、五二六頁~五二七頁所収)。
- 末広保文書(宮川秀一編『川西市史』第六巻、
- 14 13 同上『川西市史』五二〇頁~五二一頁所収。 同上、五三四頁~五三五頁所収
- 15 『川西市史』第三巻(川西市、一九八〇年)一四八頁~一五一頁(小山仁示執筆)参照。 なおこのことを実証するものとして、明治二二年に川西村の一部を構成する旧村となる寺畑村において、

証 治一九年四月一五日付で、 同村の小前 (小作人) が地主の権利を認めることなど約した 「差入申村内取締ノ契約 (宮川・前掲注(12)『川西市史』第六巻 五一六頁~五一八頁、小山仁示担当参照) 」が作成され、小前および小前取締総代から寺畑村村会議員宛に提出されている事実を挙げることができよう。

むすび―「A村之内C村B村山林境界契約証」および「A村之内B村C村山林境界契約証」 の有効性に

ついて

ふまえ、右二つの契約証の有効性について、次に判断したい。 「行政村」といわゆる「自然村」 本稿は、 村規約類を中心に兵庫県下の村落史料によって、 主として明治一〇年代から二・三〇年代の =旧村との関連を検討することにより、村の実態を考察してきた。この考察を

まず二つの契約証を掲げる。

既に明

資料(一)

C 村

式 銭 収入印紙

A村之内 山林境界契約證 期 和 山林境界契約證

明治三十四年拾壱月参拾日

武庫郡A村之内B村

テハ将来異議故障等更ニ之無、依テ署名捺印契約候也 武庫郡A村之内C村及B村両村山林境界線今般協議之上精覈調査ヲ遂ケ別紙測量圖之通確定致候付

什 村民惣代 長 □戸□太郎 □西□右衛門 本□之助 谷 民 田 蔵 治 印 印 印 印 印 印

五

蓋

		(測量図 省略—山中注)		武庫郡A村ノ内。対山林境界之圖、戌宮三千分ノー	以下余白	圖面間数ハ凡テ概略ヲ示シタル者也	附記	C村御中								a		
□民□一(印)	B村村民惣代		明治三十四年十一月 測量者 匚衉 匚三						□保□明(印)	E寺住職	□本□乗(印)	D寺住職	立会人	□□□太郎(印)	□宮□吉(印)	□川□三郎(印)	□本□次郎(印)	□谷□吉(印)

武庫郡A村之内C村

弐

資料 (二)

銭 収入印紙 A村之内 C 村 B 村 契 山林境界契約證 約 證

付テハ、将来異議故障等更ニ無之、依テ署名捺印契約候也 武庫郡A村之内B村及C村両村山林境界線今般協議之上精覈調査ヲ遂ケ、 明治三十四年拾壱月 別紙測量圖之通確定致候

立 C村村民惣代 合 人 □本□右衛門 保

明

印

本 乗

立

会

人

印

印ĵ

村民惣代

B村 御中

				م <del>ل.</del>												4	
	D		Ε	曾												11	
	寺		寺	人												長	一本
本	寺住職	保	住職		木	中	本	内口	保	島	上	中	亥	保	上		П
	1994		,,,,					太				右衛門					右衛門
乗		明			平	松	市	郎	松	松	吉	門	郎	吉	蔵		門
印		印			印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印		印

五五五

する旧村、すなわち江戸時代以来の村である。この両旧村が、

附 記

**圖面間数ハ凡テ概略ヲ示シタル者也** 

武庫郡A村ノ内 山林境界之圖 尺度三十分ノー

(測量図 省略 山中注)

C村村民惣代

明治三十四年十一月

測量者

□崎

□本□右衛門

印

會 人

立

本 乗

印

B村村民惣代

民 印

立

會

印②

保 明

明治

所在する山林の境界について取り替わした契約書(証)が資料(一)(二)である。

明治三四年(一九〇一)一一月三〇日に両旧村に

一二年(一八八九)の町村制施行によって設けられた行政村であり、B村とC村は、それぞれA村の一部を構成 資料(一)はB村からC村に宛たものであり、資料(二)はC村からB村に宛たものである。A村は、

五六

村の山林境界について契約しているのである。

のような「肩書」=役職の人々によって行われたのであろうか。

村会ノ決議」

ること、 この二つの「契約証」において注目されるのは、 第二に立会人が両村の寺住職であることである。 第一に契約当事者が両旧村の「村民惣代」と「什長」であ 両旧村所在の山林境界についての契約が、 何故、

度上の役職者ではあったが、 明治二二年町村制施行後の町村制度上の役職者でない村民惣代、 町村制施行後は制度上のものではなくなった什長が、 明治二二年町村制施行前の兵庫県の町 両旧村とも (旧) 村を代表 村

には私有山林も含まれている。私が、先に、この山林境界契約証を、 測量圖を作成した測量者は、 会人となっているのである。 の意味を持つものであるといえよう。 たのは、 な事柄、 この二つの すなわち、 そのためである。 いわば公的な事柄を決めるに際して、村民惣代、什長が契約当事者となり、 両旧村所在の山林境界について契約するという両旧村が所属する行政村A村にも関連の深 「契約証」 はB・C両旧村の山林境界の「契約証」となっているが、この両旧村境界にある山林 したがって、 当時A村(行政村)の書記をしていたと考えられる□崎□三であったからである。 この契約には当然行政村も関与していたものと思われる。 この「契約証」は、 事実上、 両旧村所在の山林境界の「契約証」とし 両旧村(大字)の境界「契約証」として 両旧村の檀那寺住職が立 というのは山林境界の l, i 重

境界」にある「錯雑」は、「町村長」が「町村会ノ決議ヲ取リテ之ヲ確定シ可然」と命じられているから、 この両旧村の 明治二三年(一九四八)一一月一八日の広島縣伺に対する同二四年一〇月二七日の内務省通牒によれば「大字 によらなければならなかったものと考えられる。 「契約証」 が両旧村 (大字)の境界を決めるという形をとるならば、 それは、 A村(行政村)の

両旧村では、 残念ながらその理由は明らかではないが、そういった手続をとることの煩雑を避けて「山林境

この「契約証」は、ますます公的意味を持つ「契約証」といえよう。 界契約証」としたとも推定され、測量者にA村(行政村)の書記□崎□三を依頼したものと思われる。とすれば、

五八

して、 を引くと考えられる村民惣代と、これもまた同様な経過で定着してきた什長を継承したと考えられる什長 もっとも適当な役職であったと考えられるのである。 公的な契約を行うに際して、 区長が置かれていない両旧村においては、 このように考えるならば、B・C両旧村所在の山林境界(実質的には両旧村=大字の境界でもある)を決定する 明治新政下の兵庫の町村制度の展開によって浸透、 定着してきていた戸長―村惣代・村用掛などの系譜 両旧村を代表して契約を行う当事者と

より同四二年(一九〇九)一二月までA村村長等を歴任している。 (®) 村村会議員、明治三四年(一九〇一)七月より同四二年七月までA村学務委員、明治三八年(一九〇五)一一月 うな意味で、B・C両旧村が村民惣代という呼称を用いたとすれば、そのことは十分に納得されるのである。 惣代と総称して兵庫県令宛に願い出ている文書が見出されることからである。 このことから考えると、 そのよ の単独戸長役場設置について、 事実、B村の村民惣代□民□一は、庄屋格の家筋とされ、明治二五年(一八九二)七月より三一年四月までA? というのはA村と同じく兵庫県武庫郡管下に属する生津村では、明治一四年(一八八一)七月二日付で、 当時、 兵庫県の町村制度上の役職であった村総代と村用掛の二つの役職を村民 同村

月までA村村長、明治三六年(一九〇三)一〇月兵庫県会議員等を歴任している。 まで村惣代、明治二二年四月より同三○年(一八九七)八月までA村村会議員、明治三○年七月より同三一年七 (一八七九) 一一月、 C 村戸長、 明治一六年(一八八三)八部郡八番学区学務委員、 また、C村の村民惣代□本□右衛門は、明治四年(一八七一)兵庫県よりC村庄屋を命ぜられ、明治一二年 明治二二年(二八八九)三月

これらのことは、彼らが村民惣代たるにふさわしい経歴の持主であることを示すものといわなければならな

○廣島縣伺

明治廿三年十一月十八日

議員、明治二九年七月より同三二年(一八九九)九月まで武庫郡郡会議員等を歴任していることが判明している。(呉) たと推定されることから考えるならば、このB・C両旧村の 「山林境界契約証」 は明示的ではないにしても、 八月より同二六年六月までA村村長、 明治二八年(一八九五) このような契約当事者の経歴、および測量者(山林境界測量図作成者)□崎□三が、行政村A村の書記であっ 仕長ではB村の□田□治が、明治□三年(□八八九)四月より同二五年五月までA村村会議員、 四月より同四〇年(一九〇七)四月までA村村会 明治二四年

寺の僧侶である。 彼らは、 A村(行政村)の認知のもとで作成されたもの、その意味で公的なものといってよいであろう。 立会人のE寺住職の□保□明はB村の、 既述したような旧村の檀那寺の住職としての権威 D寺住職の□本□乗はC村の、⑵ 各村に、 (地位) にもとづいて、 それぞれ一寺しかない檀那 立会人=

証人となったことはいうまでもない。

以上に検討してきたところにもとづいて、明治三四年一一月付、兵庫県武庫郡「A村内C村B村山林境界契 および「A村内B村C村山林境界契約証」は、 法的に有効なものであると判定することができるのであ

- (1) C部落所有文書(ただし筆写史料である)。
- (2) B部落所有文書。
- 3 土誌編纂委員会、一九七六年)一七頁表。 □崎□三は、明治三一年九月、A村書記に任命されている。 ただし退職年月は不明である(『A村郷土誌』 一 A 郷
- (4) 神戸地方法務局北出張所保管の登記簿による。
- 『村ノ境界ニ関スル争論ハ町村制第五条ニ於テ処分ノ手続ヲ示サレ候処、 於ケル境界ニ関スル争論ハ、何レニ於テ裁決スルモノナルヤ、法律上明文無之、右ハ町村制第五条ニ準シ、 一町村内ノ大字町村制施行二付合併シタル町村間

願

書

村會ニ於テ裁決シ可然哉 二十四年十月廿七日

内務大臣ノ許可ヲ受クルヲ要スル義ト存候、但、若シ大字ノ財産アリテ其所有権ノ区域ニ争アルトキハ、其所有権 雑アルニ過サレハ、町村長ハ町村會ノ決議ヲ取リテ之ヲ確定シ可然、尤モ字若クハ大字ノ区域ヲ変更スルトキハ、 大字境界ニ錯雑アルモ、其各大字間ノ争論ト認ムヘキモノニアラス、必竟一町村内ノ地理上又ハ行政上ノ区域ニ錯 、関係ニ付テハ、民事裁判ニ提出スルコト可有之ト存候

(国立公文書所館所蔵文書)

『町村制自第一条至第五十一条 市町村制指令録一』 所収『市制自第一條至第四十八条

方則百戸以上ヲ以聯合区域ト可致旨可願出之御達ニ相成候え共、不便之件々之ナキニシモアラズ候間左ニ申上候 本年甲第九十一号御布令ヲ以テ、客年甲第八十四号御布達相廃止ニ付、従前之聯合区域ニシ差支候町村ハ更ニ配置更正 公証奥印等不便之義、農民タルモノハ右等之事件ニ於テハ大概其本分之余暇、則朝タヲ以取調居候処、聯合戸長役場 ニ於テハ午前第八、 九時ニ開場午後第三時ニ閉場ニ付、其開場時間ハ則農働之時間ニ候間、村民ニ於テ其不都合真ニ

之候テハ不便之至リト存候 用悪水利之義ハ、該事件ニ及ンテハ稍モスレハ彼是村民口論ヲ生シ、就テハ当村之如キハ早魃場所ニ付、一村長吏無

不便利ト存候

費ト強テ増減無之ニ付不便利之至リト存候 用掛給料其他諸雑費之義ハ、該村ニ於テハ金弐円五十銭ヲ以毎月用掛給料其他消耗費トモ仕払居候間、 聯合戸長役場

右之次第ニ候間、 旧来之如ク該村ニ一戸長役場設置御許容被成下度、 此段村民惣代連署ヲ以テ奉願上候、 以上

明治十四年

武庫郡生津村

兵庫県令 森岡昌純殿 (傍点は山中)

(吉田久文書『尼崎市史』第七巻、尼崎市、一九七一年、一一四頁~一一五頁、山崎隆三担当)

同村用係

用弥庄

掛

吉

田

武

平

福白増

市

田井田

平蔵平

(1) 同上、一〇七頁裏。(2) 同上、一九頁裏、一〇七百里。(3) 同上、一九頁裏、一〇七百里。

 $\widehat{11}$ 

同上、七一頁表。

同上、七一頁裏。

7

前掲注

(3)『A村郷土誌』八三頁裏。

ニ評決書類綴 戸長役場』(A村役場文書、神戸市文書館保管文書)所収の記録による。 同上、一九頁裏、一〇七頁裏~一〇八頁表参照。 ただし、村惣代であったことは『明治弐拾弐年以前村会議案并

六